

予選ヒート		決勝ヒート	
平均体重	ピット回数	平均体重	ピット回数
65以上	3回	70以上	4回
65未満	3回+ドライブスルー	65以上～70未満	5回
		60以上～65未満	6回
		60未満	7回

単位Kg

単位Kg

- 体重測定は受付時または日曜日朝に行う。走行時のレーシングスーツ、シューズを着用。ヘルメット、プロテクター、グローブは不要。ウエイトと認識出来るものは着用出来ない

3. 走行義務時間

各ヒート走行する全てのドライバーが予選15分以上決勝30分以上走行しなければならない
但し、体調不良その他アクシデント等で主催者が認めた場合は省く。

4. 車両の入れ替え

公式練習含むすべてのヒートにおいてドライバー交代の際に車両の入れ替えを行う

4-1 車両について

車両にタイムカウンター、車載カメラ等の取付等一切の取付は禁止する。

5. 無線

無線機(トランシーバー)を除く通信手段(Bluetoothなどを利用したインカムなど)の利用は可。
脱落の恐れが無い状態で保持し、主催者より注意を受けた場合には直ちに指示に従う。

6. ピットロードの走行

ピットロードの走行は徐行とし追い越しは禁止される。ピットロードに配置されるパイロン等に接触した場合又はシケイン不通過の場合でのペナルティーが課せられる。
徐行とは車両がすぐに停止できる速度の事で、主催者が判断する。

7. 走行中の危険行為

走行中のプッシング、ブロッキング等の危険行為は主催者の判断で危険行為とし、ペナルティーの対象となる。

8. 走行中のマシントラブル

- 接触やコースアウト、不遇なトラブルでカートが破損した場合は、コース上においては選任にスタッフにより撤収作業とし、修復或いはスペアカートに変更することができる。
- 参加者側の走行ミスによる車両破損は、原則として主催者側にて修理を行う。多重クラッシュによる修復は主催者側の判断で行う。
- 参加者側での改造を含め、作業は一切認められない。

9. ニュートラリゼーション及びフルコースコーション

- トラブル発生時にコントロール室の決定によりニュートラリゼーションが導入される。直ちにポストは黄旗とメインポストはボードを掲示しトラブルの回収を行う。
- ニュートラリゼーション及びフルコースコーションの際、ピットインは不可能とし、ピットはクローズドされる。その際チームごとにとピット回数の支障が生じてても、抗議は受け付けられない。

10. ペナルティー

故意に行う悪質な行為や、規則に反する事を行った場合はペナルティーが課される。またそれに対し一切の抗議は認められない。

● ペナルティー対象

① 警告

- ピットロードの徐行違反(主催者判断)
- プッシング及びブロッキング(主催者判断)
- その他主催者が危険と判断した場合。

- ②・ドライブスルーペナルティー
フラッグサインの無視
ピットロードシケイン及びコース上のパイロンタッチ
複数回のピットロード徐行違反(主催者判断)
プッシング及びブロッキング(主催者判断)
その他主催者が危険と判断した場合。
 - ③・失格
危険行為
フラッグサインの無視
車両セッティング変更
飲酒運転
その他主催者が危険と判断した場合。
 - ④・周回数減算
チェッカー後、連続走行義務違反等の違反が発覚した場合、その頻度により周回数から減算される
2回以上のドライブスルーペナルティを受けた場合、1回につき最終リザルトより1周減算
- ペナルティーの表示方法**
ペナルティーの対象となった場合、コース上のメインポストより黒旗とゼッケンNoが提示される。
その車両は速やかにドライブスルーペナルティを消化する
その際はドライバー交代はできない。

第3章 イベントの終了と章典

- 1. イベントの中止
特別な事情が生じた場合、主催者の判断によりイベントを中止することができる。
- 2. 順位及び完走の認定
 - チェッカーが振られた時点で完了される周回数とタイムを元に順位が認定される。
 - チェッカーの際にピットエリアにいた車両はピットロード上のコントロールラインを通過することで、チェッカーを受けたとして扱われる。
 - 周回数に限定せず、完走扱いとする。
- 3. 章典
 - 各クラス1位から6位まで正賞+副賞
 - ベストエレガンスチーム賞:美しいチームウェア、レーシングスーツの統一感のある1チーム。
 - 遠距離賞 2チーム
- 4. 抗議
参加者はオフィシャルの判定及びイベント運営に対する抗議を一切行うことができない。
- 5. 車両損害
車両トラブル以外、如何なる状況において車両の損害があった場合、その車両を使用したチームに主催者は部品代を請求することができる。

第4章 ドライバー装備

- 1. レーシングスーツを義務づけとする。
ドライビングに支障のない靴と、滑り止めの付いた手袋、バイザーの付いたヘルメットを着用すること。
女性ドライバーはネックガードを義務とする。

第5章 広告に関する事項

車両のカウルにステッカーを貼る事ができない。

* 本規則は安全等の理由から変更する場合があります